

至誠和光ホーム重要事項説明書

1、 当ホームが提供するサービスについての相談窓口

担当：生活相談員 土方 充世
電話：042（527）0034

2、 軽費老人ホーム「至誠和光ホーム」の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称：社会福祉法人 至誠学舎立川
主たる事務所の所在地：東京都立川市錦町6-28-15
法人種別：社会福祉法人
法人代表者の氏名：稲永 勝行
電話番号：042（527）7734

(2) 利用施設

施設名称：至誠和光ホーム
施設の所在地：東京都立川市錦町6-26-4
施設長の氏名：中川 謙夫
電話番号：042（527）0034
ファクシミリ番号：042（527）2646

(3) 施設の目的と運営方針

施設の目的：60歳以上の方で、家庭環境や住宅事情により居宅において生活が困難な人を対象に、日常生活に必要な便宜を供与する契約施設です。配偶者、三親等以内の親族、その他特別な事情により同居する人は60歳未満でも可能です。

運営方針：①社会福祉法人として常に時代に先駆ける先駆的な福祉事業に取り組みます。
②地域に根ざした高齢者総合福祉施設として、地域を支える至誠ホームとなります。
③小集団自立（律）管理的運営手法により効果的・効率的な事業の推進に努めます。
④経営環境、制度の変化にも対応する健全な財政とマネジメントを進めます。
⑤至誠ホームを担う人財の育成に努力します。
⑥法令遵守・コンプライアンスの取り組みを強化します。

(4) 施設の概要

建物構造：コンクリートブロック造り

建物面積：1.632.04 m²

利用定員：50名

① 居室：一人室概ね 17 m² 50室 付帯設備としてトイレ、流し、押入れ
② 主な設備：食堂 1 一階
浴室 2 一階
相談室 1 一階

娯楽室 1 二階
 談話コーナー 2 三階・四階

(5) 職員構成

職 務	正規職員	非常勤職員	業務内容	計
施設長	1名		施設の運営管理業務を統括	1名
生活相談員	1名		利用者の生活相談、面接等	1名
介護職員	2名	5名	利用者の日常生活の支援等	7名
看護師	1名		利用者の健康管理等	1名
栄養士	1名		利用者の栄養管理等	1名
事務員	2名		庶務及び会計事務	2名
調理員	委託	委託		委託
医師		1名	利用者の医療及び健康管理等	1名

(6) 職員の勤務体制 (正規職員) 一日8時間 週40時間

勤 務	勤 務 時 間
KA番	6:30～15:30
E番	8:30～17:30
H番	10:00～19:00
(宿直)	(19:00～7:00)

3、 施設サービスの概要

食事：一日3食毎日高齢者に適した食事を提供します。

- ・食事時間 朝食 7:30～8:15
 昼食 12:00～12:45
 夕食 18:00～18:45
- ・食事場所 食堂にて一緒に召し上がってください。
- ・その他 ①献立表を各フロアの掲示板と食堂脇に掲示します。
 ②食事を食べない時は、事前に連絡をしていただきます。
 ③体調が悪い時はお部屋に配膳いたします。
 ④栄養士による食事全般の相談に応じます。

入浴：入浴日 日曜日・火曜日・水曜日・金曜日 週4日

- ・女性浴 14:00～18:45
- ・男性浴 13:15～18:45
- ・夏季(6月～9月)は、入浴日以外の日にシャワー浴を利用いただけます。時間は15:30～18:45です。
- ・入浴時間中、お湯はかけ流しであり、衛生面に配慮して利用していただいております。
- ・虚弱な方のために、職員による介助浴及びシャワー浴(夏期)が別に設けられています。

生活相談：生活相談については、施設長・相談員・看護師・介護職員の中で誰でも、相談しやすい職員にご相談ください。

行事・クラブ：日程は一階掲示板やフロア懇談会、和光集会などでお知らせしています。毎年予定表もお配りしておりますので、確認してください。

生活支援等：・自己選択・自己決定を原則に、自立した日常生活を送っていただきます。必要時は利用者の心身の状態に応じた身の回りの支援をいたします。
・日常的に介護が必要な利用者については、必要に応じて介護保険サービスを利用出来るように申請・更新・再認定の代行業務などを行います。

健康管理・医療：

- ・年2回健康診断を行います。胸部X線検査・血液検査・心電図・検尿・医師による問診その他を行っています。
- ・毎月一回血圧・体重測定を行い、又必要に応じて随時血圧測定を行います。
- ・秋にインフルエンザの予防接種を行います。
- ・随時、看護師による健康相談をお受けします。
- ・日曜日・祝日以外毎朝のラジオ体操や転倒予防体操など各種の運動を実施し、介護予防にも積極的に取り組んでおります。
- ・原則的に医療機関への通院・入院をする場合は、緊急時・必要時を除いて利用者本人又は保証人等で行っていただきます。
- ・入院は3ヶ月までとなり、3ヶ月で退院の見込みが無い場合は、本人・保証人と相談をしながら、必要に応じて適切な便宜を図ります。
- ・入院時の利用料は、入院した次の日から退院日の前日までの生活費を、日割りで計算しお返し致します。
- ・急変の場合は、必要な措置を講じ保証人等に連絡をします。

余暇・クラブ活動の支援：

日々の生活を豊かで潤いのあるものにするため、行事などを行います。また、生きがい活動の一環として各種クラブ活動、グループ活動、個別活動などがあります。自由にご参加ください。

美容：地域的美容室等に出かけることが出来ない方のために、移動美容室が月一回来園しますのでご利用ください。

売店：本館に売店があります。別に、隔週で出張売店が当ホーム内で販売を行います。

4、利用料

(1) 基本料金（利用料）

年度毎に東京都が定める軽費老人ホーム運営費補助要綱の基準に従い決定いたします。利用料の決定に必要な源泉徴収票またはそれに変わるもの、その他当ホームが定める書類を提出していただきます。利用者の収入状況に応じて個人別に算出して通知いたします。

東京都が定める軽費老人ホーム運営費補助要綱の改正、変更が生じた場合は利用料を変更させていただきます。また、利用者が入院その他災害等不測の事故が生じた時など、特別な理由があると認められた時には、利用料を減額又は免除することが出来ます。

利用料表

(令和2年4月1日以降に入所の方)

	対象収入による階層区分	生活費	サービスの提供に要する費用	合計
1	1,500,000 円以下	54,230 円	10,000 円	64,230 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	54,230 円	13,000 円	67,230 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	54,230 円	16,000 円	70,230 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	54,230 円	19,000 円	73,230 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	54,230 円	22,000 円	76,230 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	54,230 円	25,000 円	79,230 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	54,230 円	30,000 円	84,230 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	54,230 円	35,000 円	89,230 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	54,230 円	40,000 円	94,230 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	54,230 円	45,000 円	99,230 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	54,230 円	50,000 円	104,230 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	54,230 円	57,000 円	111,230 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	54,230 円	64,000 円	118,230 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	54,230 円	71,000 円	125,230 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	54,230 円	78,000 円	132,230 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	54,230 円	85,000 円	139,230 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	54,230 円	93,000 円	147,230 円
18	3,100,001 円～3,200,000 円	54,230 円	101,000 円	155,230 円
19	3,200,001 円～3,300,000 円	54,230 円	109,000 円	163,230 円
20	3,300,001 円～3,400,000 円	54,230 円	117,000 円	171,230 円
21	3,400,001 円以上	54,230 円	119,800 円	174,030 円

※居室内電気料金、月 15 アンペア以上について別途ご請求させていただきます。

※11 月～3 月は別途冬季加算（共有部暖房費）2,130 円がかかります。

利用料金算出方法

前年度の収入（年金等） － 必要経費 ＝ 対象収入

※必要経費算出のために領収書等が必要となりますので、各自保管をお願い致します。

必要経費	内容	認められない必要経費
所得税、住民税の租税	・その他に必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税があります。	固定資産税、都市計画税、不動産取得税

<p>社会保険料又はこれに準ずるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料とは、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料。 ・社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当されます。 	
<p>医療費 ※差額ベッド代、付属費用、医薬品購入費、入院中の食事を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の範囲は、所得税法において控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱えます。通院費、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれます。 ・医療費は支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額を必要経費として認めます。 <p>※医療費控除は入所となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費。 ・入所前の医療費。 ・健康診断のための人間ドックの費用。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等が養護老人ホーム、又は特別養護老人ホームに入所している場合は標準的な生活費、個別的日常生活に相当する額。 ・離婚に伴う慰謝料 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思により任意に負担するもの。交際費、見舞金、法事、墓参りの為の費用等。 ・生命保険料

ご夫婦（扶養等）で入居される方

前年度収入は夫婦合算での申告となります。また、必要経費について扶養の場合は健康保険税、介護保険料は夫婦で半分ずつの申告となります。（医療費は個別で対応）

（2）利用者負担金

① 居室内電気料金

15 アンペア以上について、1 アンペア 31 円（単価は変わります）で算出し毎月請求します。

② 居室内電話料金

全額実費

③ その他の負担金

クラブ活動、レクリエーション、行事等で利用者本人が選定したサービスであって、それに費用が発生する場合には自己負担とさせていただきます。なお、費用が発生する場合には必ず事前にご説明もしくは掲示いたします。

居室内の建物・備品破損時はその理由により自己負担していただく場合があります。

ご本人の日用品、生活必需品、娯楽品等に関しては全て自己負担となります。

（3）支払方法

利用者は、毎月の利用料及び利用者負担金を事業者の指示する日までに、指定する方法により支払うものと致します。その他の負担金に関してはその都度徴収、もしくは利用者

自身で直接業者にお支払いいただきます。

5、入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① まず、電話でご相談ください。次に福祉相談日などを利用して、入所希望者が保証人と同行して相談、施設見学にお出でください。
- ② その後利用条件等を確認し、保証人と相談の上で入所申込み書を提出してください。
- ③ 原則として申し込み順又は緊急性を勘案して空きが出来次第、契約の上入所していただきます。

(2) 退所手続き

- ① 利用者のご都合で退所される場合
 - ・退所することが判明次第早い内にご相談、お申し出ください。退所日の30日前までに文書を提出していただきます。
- ② 自動終了
 - ・利用者が亡くなられた場合
 - ・介護保険施設等他施設に入所した場合
- ③ その他
 - ・不正またはいつわりの手段によって利用承認を受けたとき。
 - ・正当な理由なく利用料を滞納した時、又は支払うことが出来なくなった時。
 - ・介護保険サービス及び保険医療福祉サービスを利用してもなお、常時介護を必要とし当ホームでの生活が著しく困難となった時。
 - ・身体や精神疾患のため当ホームでの生活が著しく困難となった時。
 - ・利用者の収入が、国の定める収入資格を超えた時。
 - ・退居された方の同居者が、配偶者、三親等以内の親族、その他特別な事情をもって入居された方であり、当該入居要件に満たない場合。
 - ・承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状復帰をしない時。
 - ・前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかける等、当ホームでの生活が著しく不適當と思われる事由が生じた時。
 - ・利用者が病院へ入院その他の事由のため施設以外の場所で生活することが継続して3ヶ月以上にわたることが明らかになった日、または3ヶ月を超えるに至った日をもって復帰が不可能と認められる時に契約を終了とします。

(ア)施設長は入所時に、契約の解除となる条件について十分説明した上で契約を解除するに至った場合、具体的に理由を明示するものとします。利用者はこの通知により契約を終了するときは、契約満了期間までに居室を明け渡してください。

(3) 退所等に伴う居室原状復帰負担金

入居時の原状復帰を基本として、各自（保証人等）で対応していただきます。

- ① 居室の片付けが終了しましたら、室内の使用状況を確認させていただきます。部屋の内部・備品の汚れ・破損・紛失等を確認いたします。

- ② 居室の鍵を破損・紛失されている場合には製作・交換にかかる実費を請求させていただきます。
- ③ 室内の管理及び清掃に関しては自己責任においてお願いしております。居室内のエアコン、冷蔵庫は個人持ちですので、原則として退居時に利用者の責任で撤去をお願いしております。ただし、次にその部屋に入居される方が使用する希望がある場合は、確認してお知らせいたします。その際清掃をして、次に入居する方へお渡してください。
- ④ 部屋内外の造作上の変更があった場合には、実費にて入居時の原状に修復させていただきます。

6、 苦情等申立窓口

当ホームのサービスについて、ご不明な点や相談、苦情、要望がございましたらお気軽にご相談ください。

苦情受付担当者：主任 土方 充世
苦情解決責任者：施設長 中川 謙夫

7、 オンブズマン機構

至誠ホームには、サービスや利用者の生活等についての意見や要望、苦情について第三者で組織されている「至誠ホーム利用者相談委員会」が対応しております。アンケート調査や苦情の受付など独自の活動も行っております。ご意見や相談、要望、苦情等電話、FAX、各所に設置のご意見箱までお寄せください。問題の検討及び調査、及び対応を進め、より良い生活の実現を目指しております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

委員会メンバー：富井友子・寺澤育代・藤谷佐斗子
電話：042-527-0374
FAX：042-527-2646
受付時間 10:00～16:00（月曜日～金曜日）

8、 第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日：令和5年9月13日～12月27日に実施
評価機関名：特定非営利活動法人アクティブハンディネット
評価結果公表：あり。施設内に掲示。施設にて原本の閲覧も可能。

9、 非常災害時の対策

災害時の対策：別途定める「社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係：立川市錦町自治会の「錦六会」と非常時の相互の応援を近隣防災協定と締結しています。

平常時の訓練：別途定める「社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム消防計画」に則り年間計画で夜間及び昼間を想定した防災訓練を、利用者も参加した形で実施しています。

防災設備：スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、誘導灯、熱探知機、煙探知機、防火扉・シャッター、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知機、非常用、電源・自家発電、カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。

消防計画等：立川消防署への届出日 平成 24年 6月

統括防火管理者： 金井裕一

※ 尚、防災用品、入院時必要品は各自で事前に必ずご用意ください。

10、当ホームご利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間 9時00分～17時 面会時、来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度一階事務所の面会票に記入してください。 また来訪者が当ホームに宿泊される場合には、事前に宿泊願いを提出して施設長の許可を提出し施設長の許可を得てください。詳細は別紙にて記載。
外出・外泊	外出・外泊は基本的に自由ですが、外出・外泊する際は「外出届」「外泊届」に記入し提出してください。出掛ける際には名札を裏返し、帰宅されたら名札を元に戻してください。
居室・設備・器具の利用	当ホーム内の居室や設備器具は本来の用法に従ってご利用ください。ご利用者の過失により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。防災カーテン、室内照明器具は当ホームの備品ですが、その他エアコン、冷蔵庫を含め全てのものについて、ご自分で用意してください。
喫煙・飲酒	喫煙は蓋付きの灰皿を利用するなど防火に十分注意してください。飲酒も健康管理上の問題がなければ規則はありませんが、他人に迷惑をかけないように十分注意してお楽しみ下さい。
迷惑行為等	共同生活ですので、客観的判断からも他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。
所持品の管理	利用者本人に管理していただきます。
宗教、政治活動	当ホーム内で他の利用者に対する、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設長の許可なく居室又は当ホーム内で、ペットの飼育はお断りしております。

火気厳禁	居室内での火気の使用は、原則として禁止になっております。（居室での喫煙は十分注意してください。）持込みカーテン類も防災のものをご使用下さい。
ゴミの捨て方	各フロア掲示版にある立川市1地区「ゴミ出しカレンダー」または一階ホワイトボードで確認し、ルールを守ってお出してください。ゴミは一階西側避難扉の外にポリ容器が置いてあります。その指定ゴミの日の朝、午前6時30分～9時までの間に、そのポリ容器の中に入れてください。

※その他詳細は「生活のしおり」をご参照ください。

1 1、利用者等の秘密保持に関する対応

職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

1 2、利用者の個人情報提供に関する同意

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号）に基づき、利用者皆様の個人情報の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

※老人福祉法に基づく軽費老人ホームとしての、サービス提供業務。

※老人福祉法第2条「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、且つ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」の理念を実践する為の、サービス提供業務。

個人情報に関する主な内容は下記のとおりです。

- ・入退所時の関係機関、移管施設等への情報収集及び提供。
- ・入退院、通院受診時の情報収集及び提供。
- ・健康管理、安全な生活への情報収集。
- ・当ホーム内等対人関係調整の為の情報収集及び提供。
- ・電話、郵便物等の取次ぎ・案内・必要時の手続き援助の為の情報収集及び提供。
- ・買物代行、仲介の為の情報収集及び提供。
- ・必要時の年金、預貯金等の金銭に関する情報収集及び提供。
- ・館内放送による案内、誘導。
- ・居室・名簿等への名前の明示。
- ・身体、財産に関して利用者の皆様が、不利益を被らない為の処置に関する情報収集及び提供。
- ・嗜好、希望、評価等利用者の方のご意見を伺うアンケート。
- ・その他、運営・サービス提供上必要と認めた事項の情報収集及び提供。

※人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる以外の目的に利用、第三者への提供は致しません。

※当ホームでは「家族会だより」「至誠ホームだより」等で情報を発信するにあたり個人が確認できる写真（肖像）の使用、及び個人名をご本人の了承を得て掲載をしております。不都合のある場合はお申し出ください。

肖像権の使用及び個人名の公表に

(同意 条件付で同意 同意できません)

条件とは

尚、全ての情報開示・提供その他に関して不都合のある方はご相談下さい。

13、保証人の役割

通院時の付き添い

- ① 単身で通院できなくなったときに付き添いをお願いしております。
- ② 有償ヘルパーの利用も可能ですが、利用料はご本人負担となります。
- ③ ご本人の状況（医師からの説明等）の把握をお願い致します。

入退院時の付き添い

- ① 入退院時の付き添い（検査、入院申し込み等）をお願いしております。
- ② 夜間、緊急時は救急車に職員が同乗いたしますが、搬送先病院で可能な限りご家族、又は保証人と交代いたします。

金銭、物品等管理・整理

- ① ご本人の管理能力が客観的に低下しており、問題が生じる恐れがあると判断した場合、ご家族又は保証人にその管理をお願いしております。
- ② ご本人の財産については、原則として当ホームは関与いたしません。
- ③ 利用料等の支払い、日用品の購入ほか金銭の管理、身の回りの整理等も自身で出来ない場合はお願いしております。

面会、家族会への参加

- ① ご本人の生活状況を知っていただくためにも、面会や行事、家族会等への参加をお願い致します。
- ② 家族会においては施設の運営状況等もお知らせしておりますので、是非ご協力をお願い致します。

退居時の受け入れ先確保

- ① ご本人が当ホームでの生活が困難になった場合には、その状況に合った次の落ち着き先を探していただきます。当ホームもご本人・保証人と相談を重ねながら協力させていただきます。

支援計画への関与

- ① 当ホーム担当職員が専門的視点を持って作成する、利用者本人（必要時は保証人）の支援計画へのご理解、必要時の関与等をお願いいたします。

生活維持に関すること

- ① 当ホームで生活をする際は、様々な問題が発生する場合があります。当ホームでは、生活支援をする上で保証人と協同しながら、ご本人の生活維持を図ることが欠かせません。その際には、ご協力をお願いいたします。

債務の履行

利用者自身に支払い能力がない場合には、保証人が本人に代わってお支払いいただきます。

- ① 当ホーム利用料
② 居室の原状復帰に関わる費用
③ 病院の費用のほか生計・生命維持に関わる費用

※施設利用契約により利用者自身に発生する債務及び施設利用契約の不履行により発生する一切の債務について、極度額 100 万円の範囲内で利用者と連帯してお支払いいただきます。

1 4、協力医療機関

和光診療所 科目：内科・心療内科・眼科・整形外科

住所：東京都立川市錦町 6 丁目 28 番 15 号

若葉町デンタルクリニック 科目：歯科

住所：東京都立川市若葉町 1 丁目 16 番 11 号

1 5、緊急時の対応

体調の変化、火災等緊急の場合は利用者に対し必要な措置を取らせていただきます。また利用者に許可無く居室に立入らせて頂きます。

緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡いたします。

受け入れの病院は、希望の病院を考慮しますが、空きが無い等の状況判断で、それ以外の病院への緊急搬送や入院となりますのでご了承ください。

○緊急連絡先

第一連絡先

氏 名	
住 所	〒
電話番号	自 宅： 携帯電話：
続 柄	

第二連絡先

氏名	
住所	〒
電話番号	自宅： 携帯電話：
続柄	

16、感染症発生時の対応

感染症がホーム内で発生した場合には、保健所等関係機関と連携を取りながら対応させていただきます。また、感染症蔓延防止のために個人の行動等を制限させていただく場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

17、至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者スタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

至誠和光ホームを利用するにあたり、契約者及び保証人に対して、契約内容及び重要事項の説明をしました。

事業者名 社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠和光ホーム
住所 東京都立川市錦町6丁目26番4号
代表者 施設長 中川謙夫

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて、_____職員から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____ 印

第一保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

第二保証人

住所 _____

氏名 _____ 印